

わたし

4月

2008 No.499



県内初！
まちづくり基本条例を制定

妊婦健診を最大5回へ拡充

資源ごみに「雑紙」を追加しました

亘理町まちづくり基本条例を制定

協働のまちづくりを推進します



◆基本条例策定に向けた経緯

平成十二年四月の地方分権一括施行に伴い、地方公共団体においては、個性を重視したまちづくりに向け新たな行政システムの構築が求められているなか、本町では、平成十八年度からスタートした第4次亘理町総合発展計画の基本施策に、町民と築く「地域協働のまちづくり」を掲げ、まちづくりの基本ルールである、まちづくり基本条例の策定やまちづくりに関する情報、意見交換などの活動が実行されています。

三月五日に開催された亘理町議会定例会において、町民参加による「亘理町まちづくり基本条例」が、全員賛成で可決されました。この条例は、平成二十年四月一日から施行されます。

「まちづくり基本条例」は、新たなまちづくりを進めるための基本的なルールで、町民、議会および町がお互いの役割を認識し、より住民にわかりやすく、身近で信頼できる「自治の確立」と個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すもので、「まちの憲法」とも言われています。

◆亘理町の現状と課題

(第4次亘理町総合発展計画)より抜粋

今後ますます高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に住民参加、町民と行政の協働のまちづくりが必要不可欠な要件となります。

そのためには、職員の意識改革とともに、まちづくりに対する町民の参加意識を高め、協働の体制づくりやそれぞれの地域で、地域方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に住民参加、町民と行政の協働のまちづくりが必要不可欠な要件となります。

- まちづくり出前講座(三十三回・四十五団体)
- 町民からのまちづくり企画提案書(百五十三件)
- 住民アンケート、町長と語る日、ほつと通信(町長への直通便)、わたしたちの町政教室等
- 審議会では、今後のまちづくりについて話し合い、基本施策の一についに町民と築く「地域協働のまちづくり」を掲げました。

のあり方を考えてもう自主・自立した体制を整備し、確立していく必要があります。

新たな時代の協働のまちづくりを総合的、計画的に進めるため、住民参加・協働に関する指針となる「まちづくり基本条例」の制定を図る必要があります。

◆条例制定の必要性

まちづくり基本条例とはあらためて、まちづくり基本条例の一般的な背景や必要性、基本要素をお知らせします。

地方分権に對応したまちづくりの仕組みとルールを明らかにする。自治意識を高揚し、責任のある参加と協働が求められています。

○町政運営の透明性
町民にわかりやすく、まちづくりの仕組みとルールを明らかにする。

○参加と協働のまちづくりの推進
※新たなまちづくりは、地域の実情に即し、町民、議会および町がお互いの役割を認識・分担し、公社を担い合う社会構築が必要と言われています。

○町政運営の透明性
町民にわかりやすく、まちづくりの仕組みとルールを明らかにする。

○参加と協働のまちづくりの推進
※新たなまちづくりは、地域の実情に即し、町民、議会および町がお互いの役割を認識・分担し、公社を担い合う社会構築が必要と言えています。

○町政運営の透明性
町民にわかりやすく、まちづくりの仕組みとルールを明らかにする。

まちづくり基本条例

- ◆まちづくり基本条例の基本的要素
- ①まちづくり(町政運営)の方向性、将来像
- ②議会及び町の義務、責務、役割
- ③町民の権利、役割
- ④住民参加の手続き、仕組み
- ⑤協働の仕組み
- ⑥他の条例との関係(最高規範性)
- ⑦改正、見直しの手続きなどが挙げられます。

◆まちづくり基本条例のQ&A

- Q1 まちづくり基本条例って何ですか?
- A1 この条例は、今ある様々な条例や宣言と違い、まちづくりを進める理念に加え、町民の権利や議会、町政の運営に関する事項などを定めていることから、町が定める条例の最高位に位置する「まちの憲法」と言われています。

◆まちづくり基本条例のQ&A

- Q1 まちづくり基本条例って何ですか?
- A1 この条例は、今ある様々な条例や宣言と違い、まちづくりを進める理念に加え、町民の権利や議会、町政の運営に関する事項などを定めていることから、町が定める条例の最高位に位置する「まちの憲法」と言われています。

- Q3 どのような人がまちづくりに参加できますか?
- A3 町内にお住まいの方や通勤・通学されている方、町内で活動する事業所、会社、団体の方なら、どなたでも参加していただけます。
- Q4 期待される効果を教えてください。
- A4 基本条例が新たなまちづくりを進めることにより、まちづくりの進め方が、住民にわかりやすく、まちづくりに対する町民参加が一層促進されることが期待できます。
- また、基本条例に則して政策・施策が実施されることや、活発な町民参加により、政策・施策の質的な向上が期待できます。

- Q5 基本条例の見直しは行なえるのですか?
- A5 本条例は、町民と議会、町が条例の主旨を共有し育てていくことが大事ですが、社会情勢の変化や様々な状況を勘案し、柔軟に見直しを行えるよう定めています。
- Q6 もっと詳しく基本条例について、知りたいのですが?
- A6 町では、基本条例や現在策定している『亘理町協働のまちづくり計画』について、各種団体やグループを対象に、出前講座を開催していますので、企画財政課企画班までご連絡ください。

- Q7 前文の採用
- A7 この条例には、亘理町らしい次の条例は、「法令の趣旨、目的又は基本的原則を述べた文章」で、憲法や教育基本法などに採用されています。この条例は、町の憲法ともいえるから、前文を採用し、条例制定の基本的な考え方や目的、今後あるべき姿などを盛り込みました。
- Q8 平易な条文の特徴
- A8 この条例は、町民に親しまれやすい条例であることが望まれることから前文には「です」「ます」の表現を用いました。

- Q9 基本条例の構成 特徴
- A9 前文は、「法令の条項の前に置かれその法令の趣旨、目的又は基本的原則を述べた文章」で、憲法や教育基本法などに採用されています。この条例は、町の憲法ともいえるから、前文を採用し、条例制定の基本的な考え方や目的、今後あるべき姿などを盛り込みました。
- Q10 基本理念、目標を表現
- A10 本町のまちづくりの基本理念を明らかにし、目標を定めました。
- Q11 まちづくりの基本原則
- A11 まちづくりや町政運営を進めるにあたり、まちづくりの基本原則として「協働の原則」「情報共有の原則」を定めました。
- Q12 まちづくりにおける権利と責務
- A12 町民の権利や責務、議会・町の責務を明確にしました。さらに、町に委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q13 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q14 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q15 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q16 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q17 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q18 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q19 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q20 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q21 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q22 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q23 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q24 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q25 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q26 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q27 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q28 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q29 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q30 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q31 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q32 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q33 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q34 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q35 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q36 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q37 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q38 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q39 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q40 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q41 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q42 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q43 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q44 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q45 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q46 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q47 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q48 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q49 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q50 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q51 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q52 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q53 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q54 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q55 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q56 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q57 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q58 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q59 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q60 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q61 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q62 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q63 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q64 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q65 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q66 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q67 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q68 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q69 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q70 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働を推進する仕組みとして、審議会等への参加やまちづくり推進委員会の設置の事項を盛り込みました。
- Q71 まちづくりの基本原則に基づく仕組み 加し協働

まちづくり基本条例って何?

「まちづくり基本条例」は、新たなまちづくりを進めるための基本的なルールで、亘理町が目指す姿やそれを行うための仕組みを定めたものです。

この条例の策定にあたっても、公募町民を中心に「まちづくり推進会議」を設置し、素案づくりを行いました。

今後、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、町民、議会および町が、ともに力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要です。こうした町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定しています。

第1条

第2条

第3条

目的

用語の定義

条例の位置づけ

第4条

まちづくりの基本理念

まちづくりの 主体『町民』

第5条

まちづくりの目標

町の歴史や自然を大切にしながら、 『健康で心豊かな 住みよいまちづくり』 を推進します。

誰が行うの?

まちづくり基本条例では、まちづくりの役割を明確にするために、それぞれの権利や責務を決めています。

第8条

町民の権利

第11条

町長の責務

第9条

町民の責務

第12条

町の責務

第10条

議会の責務

第13条

職員の責務

どのように育てるの?

これから目指すまちづくりの姿として、恵まれた環境をいかし、時代とともに発展させながら、将来に引き継ぐこととしています。そのためにも、それぞれの役割を認識し、協力しながら守り育っていくために必要な仕組みを定めています。

第6条

協働の原則

第19条

条例の見直し

第7条

情報共有の原則

第20条

委任

第18条

国や他の地方公共
団体との連携

どのような仕組み?

まちづくり基本条例では、町民が主体となってまちづくりを進めるために必要な仕組みを整えています。

第14条

多様な参加と
協働の機会の拡充

第16条

総合発展計画等
の策定

第15条

附属機関への
参加

第17条

まちづくり推進
委員会の設置

◆まちづくり基本条例構成

条例は前文と8章で構成されています。

前文

第1章 総則

第2章 まちづくりの基本理念等

第3章 まちづくりの基本原則

第4章 まちづくりにおける権利と責務

第5章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

第6章 国や他の地方公共団体との連携

第7章 条例の見直し

第8章 雜則

◆亘理町まちづくり基本条例

前文

私たちのまち亘理町は、宮城県南部に位置し、東は太平洋、西を阿武隈高地、そして北を阿武隈川に囲まれ、穏やかな光に満ちあふれる、美しい自然環境と温暖な気候に恵まれた地域です。

歴史も古く、町内いたるところに遺跡・史跡が点在し、藩政時代には、仙台藩祖伊達政宗の右腕として活躍した伊達成実公をはじめ、亘理伊達家の城下町として栄えました。

このような住みよい町と幾世の先人たちが築き上げ、受け継いだ文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させ、「魅力ある亘理町」として次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのために、私たち亘理町民は、あらためて町民がまちづくりの主体であり、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、町民、議会及び町がともに力を合わせ、まちづくりに取り組むことが必要です。

こうした町民の参加と協働によるまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(解説)

前文では、本町のまちづくりに対する基本的な考え方をまとめています。前文の構成は、町の歴史や文化、自然環境などの誇れる特徴、今後あるべき姿、それを実現するためのまちづくりのあり方について述べています。

これから目指すまちづくりの姿として、恵まれた環境をいかし、文化、歴史、産業、人情を重んじ、さらに時代とともに発展させながら、将来を担う子どもたちに引き継ぐこととしています。そのためにも、町民、議会及び町が、それぞれの役割を認識し、協力しながらまちづくりを進めていくことをうたっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、亘理町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりを推進するための基本的な原則を定め、自治の進展を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 町民 町内に在住、在学又は在勤する個人若しくは町内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 議会 亘理町議会及び亘理町議会議員をいう。

(3) 町 亘理町の執行機関をいう。

(4) 協働 町民、議会及び町が、それぞれの責務を自覚し、共通の目的を実現するため、ともに協力することをいう。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の定めを最大限尊重しなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第4条 町民は、まちづくりの主体である。

(まちづくりの目標)

第5条 町民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、町の歴史や自然を大切にしながら、健康で心豊かな住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章 まちづくりの基本原則

(協働の原則)

第6条 まちづくりは、町民、議会及び町が、協働により推進するものとする。

(情報共有の原則)

第7条 まちづくりは、町民、議会及び町が、まちづくりに関する情報を共有して推進するものとする。

第4章 まちづくりにおける権利と責務

第1節 町民

(町民の権利)

第8条 町民は、まちづくりに参加する権利及びまちづくりに関する情報について知る権利を有するものとする。

(町民の責務)

第9条 町民は、地域社会の一員として、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりの活動においては自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 町民は、自ら地域のまちづくり活動の推進に努めなければならない。

3 町民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、その活動を尊重するとともに、積極的に参加することに努めなければならない。

第2節 議会

(議会の責務)

第10条 議会は、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査及び監視するとともに、政策立案等を行い、町民の意思が町政に反映されるように活動しなければならない。

2 議会は、その保有する情報を公開し、町民と情報を共有して、開かれた議会運営をしなければならない。

第3節 町

(町長の責務)

第11条 町長は、この条例に基づき町政を運営し、町民の信託に応えて、町民の福祉の向上のために町政を執行しなければならない。

(町の責務)

第12条 町は、その保有する情報を公開し、その権限と責任において、公正かつ誠実に町政を執行しなければならない。

2 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行わなければならない。

3 町は、町民にわかりやすく、町政課題に効率的かつ柔軟に対応できるよう町の組織を整備しなければならない。

4 町は、まちづくりに関する活動の内容及び意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明しなければならない。

(職員の責務)

第13条 職員は、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、積極的に町民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第5章 まちづくりの基本原則に基づく仕組み

(多様な参加と協働の機会の拡充)

第14条 町は、まちづくりに関する活動及びそ

の意思決定の過程において、町民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。

(附属機関への参加)

第15条 町は審議会及びこれに類するもの(以下「附属機関」という。)の構成員を選任する場合は、その全部又は一部を公募によらなければならない。ただし、法令等の定めにより公募に適さない場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 附属機関の構成員については、男女の比率及び他の附属機関との重複等を考慮し、幅広い人材の選任に努めなければならない。

(総合発展計画等の策定)

第16条 町は、基本構想並びにこれを具体化する基本計画(以下「総合発展計画」という。)を第3章まちづくりの基本原則にのっとり、策定しなければならない。

2 町は、総合発展計画以外の計画策定にあたっては、総合発展計画との整合を図らなければならない。

3 町は、総合発展計画その他の計画により進められたまちづくりに関して、町民の満足度の把握に努め、町民参加による行政評価を行い、必要な見直しを行わなければならない。

4 町は、総合発展計画と行政評価とが連動した予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。

(まちづくり推進委員会の設置)

第17条 町長は、協働のまちづくりを推進するため、亘理町まちづくり推進委員会を設置する。

第6章 国や他の地方公共団体との連携

(国や他の地方公共団体との連携)

第18条 町は、共通の課題を解決するために、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り協力することに努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第19条 町は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、この条例の見直しを行うものとする。

第8章 雜則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

制定までの歩み

まちづくり推進会議

八月九月に委員を公募で募り、夜間や土曜日に会議を開催してきました。今後どのようにまちづくりを進めていくのか、町民の参加と協働をどのように築くのか、また、その仕組み、手続きはどうしたらよいかを論点に、約一年間（計十二回）にわたり、ワークショップや勉強会を重ね、グループごとに作成した項目別作成シートをもとに骨格案を策定し、町民の視点で、分かりやすい条例を目指し検討していました。



まちづくり推進会議で条例の素案づくりに取り組む委員のみなさん

第一回 平成十八年十一月

亘理町まちづくり推進会議の設置趣旨・今後のスケジュール

第二回 平成十八年十二月

まちづくりワーキングショップ【現状把握】・グループ討議

第三回 平成十八年十二月

まちづくり基本条例の概要・先進地事例

第四回 平成十九年一月

条例の勉強会・まちづくり基本条例先進地事例・条例の反映

第五回 平成十九年二月

まちづくり基本条例骨格案（ワークショップ）

第六回 平成十九年二月

まちづくり基本条例骨格案（ワークショップ）・項目別シート作成

第七回 平成十九年三月

まちづくり基本条例骨格案（ワークショップ）・項目別シート作成

第八回 平成十九年四月

骨格案のまとめ方・まちづくり基本条例素案・亘理町まちづくり基本条例素案の解説作成

第九回 平成十九年五月

まちづくり基本条例素案作成

第十回 平成十九年五月

まちづくり基本条例素案報告書

第十五回 平成十九年七月

まちづくり基本条例素案作成

第十一回 平成十九年七月

まちづくり基本条例素案作成

第十二回 平成十九年十月

（仮称）亘理町まちづくり基本条例に関する住民説明会

平成十九年八月四日（土）

（五日（日））

亘理町勤労青少年ホーム

亘理町働く婦人の家

亘理町中央公民館

亘理町農村環境改善センター

参加者 七十六人

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『協働のまちづくり』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

へ反映



まちづくりシンポジウムで講演する明治大学の牛山教授（11月18日農村環境改善センター）

○平成十九年二月六日（火）

亘理町中央公民館 演題『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

○平成二十年二月十五日（金）

悠里館（亘理町立図書館）

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

○平成十九年二月六日（火）

亘理町中央公民館 演題『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

○平成十九年二月六日（火）

亘理町中央公民館 演題『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

○平成十九年二月六日（火）

亘理町中央公民館 演題『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 大崎市市民活動推進課

※亘理地方町会主催

○平成十九年二月六日（火）

亘理町中央公民館 演題『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

講師 鈴木 輝彦主査

演題 『協働のまちづくり』

講師 明治大学政治経済学部牛山 久仁彦教授

演題 『住民と行政との協働とその必要性（実践事例）』

～安全で安心な出産のために～

妊婦健康診査の助成が今までの2回から最大5回になります

亘理町では、4月1日から母子健康手帳の交付を受けた際にお渡しする妊婦健診受診票（母子健康手帳別冊に綴じ込み）が5枚になり、妊娠週数に応じて使用できます。

つまり、妊娠中の健康診査の助成回数が最大5回（※注）になります。

妊娠届の提出時期	平成20年4月以降に妊娠届を提出する方	平成20年3月までに妊娠届を提出した方
助成内容	妊婦健康診査を最大で5回分助成	妊娠週数に応じて追加助成
助成額		
対象者	亘理町に住所のある妊婦	亘理町に住所があり、平成20年4月以降に出産予定の妊婦（4/1を基準日として36週以前の妊婦）
配布方法	母子健康手帳交付に併せて受診票を交付します。	指定した日時に、すでに交付してある受診票を新たな受診票に差し替えます。
その他		該当する方には通知します。

※注 助成の対象となる健診は、初回：8週前後、2回目：20週前後、3回目：24週前後、4回目：30週前後、5回目：36週前後の各1回です。妊娠届の提出が遅れた場合、その時点で経過した週数の健診は助成の対象になりません。特に初回は血液検査など15種類以上の検査があり自己負担が大きいことから、早めに妊娠届を提出してください。また、周りの方も早めに手続きをするようお声がけください。

妊娠に気づいたらできるだけ早く母子健康手帳の交付を受けましょう！

母子健康手帳は、妊娠の初期からお子さんが小学校に入学するまでの間の母と子の大切な健康記録となります。できるだけ早く母子健康手帳の交付を受け、妊娠早期からの健康状態や変化を記入しておきましょう。

母子健康手帳の交付を受けるためには

月に2回の母子健康手帳発行日に妊娠届を持参して交付を受けてください。妊娠届がない場合は当日記入できます。発行日には、助産師・栄養士・保健師より妊娠中の生活のコツをお話したり、個別相談に応じます。

また、母子健康手帳別冊（妊婦健診受診票・乳幼児健診受診票）を合わせて交付します。

妊婦健診を必ず受けましょう。

お腹の赤ちゃんの発育はとてもめざましく、それにつれてお母さんの体も変化していきます。医師や助産師に妊娠が順調に経過しているかどうかを診察してもらうことはとても大切です。とくに異常を感じなくとも次のような間隔で定期的に健康診査を受けましょう。特に貧血・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病などの病気はお腹の赤ちゃんに影響し、お母さんの健康を損なうこともあります。妊婦健診を受けることで、病気などに早期に対応できます。

妊婦健診の受け方

一般的には次のような間隔で受診することが望ましいとされています。

- ・妊娠23週までは、4週間に1回
- ・妊娠24週から35週までは2週間に1回
- ・妊娠36週以降は毎週1回



問い合わせ先

保健福祉課 子ども家庭班 ☎ 0223-34-1114 (Fax 34-7341)



齋藤町長から
八代さんにお
祝いが贈られ
ました。

白寿おめでとう

2月20日、数え年100歳を迎えた佐藤八代さん（北長瀬・明治42年2月20日生）を斎藤町長が訪問し、特別敬老祝金20万円と祝詞を贈呈しました。

佐藤さんは、ご主人の病気を機に仙台で夜店や行商をして7人の子どもを育てたそうです。このような苦労もあり「人のことはとやかく言わない。うそを言わない。正直で真っ直ぐ、素直に生きる。人をうらやまない」を忘れずに今でも生活しているそうです。

いつまでもお元気で、大好きな編み物を楽しんでほしいと思います。

可能性を信じて歩んでほしい

町内小中学校で卒業式（中学校は3月8日、小学校は3月18日）が挙行されました。

このうち荒浜中学校では、在校生や父兄の見守るなか、卒業生37人に卒業証書が手渡され、小関章校長は「人生には失敗や挫折がつきものです。常に自分の可能性を信じて前向きに歩んでください」と、はなむけの言葉を贈りました。

卒業生の武田和人さんは、在校生に向け「新たなスローガンを掲げ、学校を盛り上げてください」と述べ、卒業生は3年間の思い出を振り返りながら、集まっていきました。



3年間の思い出を胸に37人が卒業しました

春の亘理を満喫

春を呼ぶ恒例の「伊達なわたりまるごとフェア」が3月2日、佐藤記念体育館などで開催され、亘理自慢の「イチゴ」を中心とした地場産品が会場いっぱいに並べられました。

4千人が準備されたイチゴの試食コーナーには長蛇の列ができ、甘くて大粒のイチゴをほお張る姿が見られました。

同じ会場で行われた新商品開発コンクール「伊達なわたり活き生き大賞」の表彰式では、「素焼きあられ」でグランプリに輝いた「株みやぎのあられ」をはじめ入賞者に賞状と副賞が贈られました。



新鮮で大粒の
イチゴを買
求める来場者

亘理町に優良町村表彰

このほど亘理町は、全国町村会優良町村として表彰されました。これは、行財政運営が総合的に充実し、その実績が他の模範となる町村に贈られるもので、全国で51町村、宮城県では亘理町だけが受賞したものです。

受賞について斎藤町長は「大変喜ばしく、町政運営にご尽力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。本町では3月に制定した県内初となるまちづくり基本条例を柱とし、町民のみなさんをはじめ、議会の協力をいただきながら、地域協働のまちづくりを進めてまいりますので、一層のご支援をお願いします」と語っていました。

スポーツ・文化活動の功績たたえる 亘理町スポーツ賞・文化賞顕彰式

第十七回亘理町スポーツ賞・第十六回亘理町文化賞の顕彰式が二月六日、中央公民館で行われました。これは「亘理町スポーツ振興基金条例」に基づき、各種スポーツ大会や文化活動において活躍されたみなさんを表彰するもので、今年はスポーツ賞三十四人と一団体、文化賞三十二人と一団体が受賞しました。

スポーツ賞は、国民体育大会陸上少年女子A円盤投げで優勝した宮城県第三女子高校の高橋亜弓さんが功績賞を受賞し、東北学生駅伝で優勝した東北福祉大学の大村奈央さんが奨励賞を受賞しました。



また、文化賞では亘理郷土史研究会の小野敏男さんと、亘理歌友会の櫻井循さんに功績賞が贈られました。受賞されたみなさんは次のとおりです。（敬称略、順不同、所属は表彰日現在）

▼スポーツ賞

（陸上）
▼奨励賞 高橋亜弓（県第三女子高校・陸上）、小原雅貴（明成高校・陸上）、荒敏也（柴田農林高校・ウエイトリフティング）、大場キヨ（亘理町グラウンドゴルフ協会・グラウンドゴルフ）、赤間祐太（名取北高等学校・テニス）、齊藤耕平（宮城工業高等専門学校・ラグビーフットボール）、横山弘樹（宮城工業高等専門学校・ラグビーフットボール）、武者大輔（仙台育英高校・ラグビーフットボール）、宍戸清一（県工業高校サッカー部監督・サッカー）、酒井宏人（県工業高校・サッカー）、丸子桐生（亘理小学校・サッカー）、日下徳仁（亘理小学校・サッカー）、佐藤一士（逢隈小学校・サッカー）、野田優海（東北高校・柔道）、野田夏海（亘理中学校・柔道）、深澤

沙羅（荒浜小学校・空手道）、日下聖規（亘理小学校・空手道）、日下晴喜（剛武館亘理道場・空手道）、佐藤克哉（荒浜中学校・硬式野球）、小川直志（逢隈中学校・硬式野球）、佐藤駿（逢隈中学校・硬式野球）、相原拓弥（亘理中学校・軟式野球）、佐藤大輔（亘理中学校・軟式野球）、真柳佳広（亘理中学校・軟式野球）、三戸部秀太郎（吉田中学校・軟式野球）、白鳥輝（吉田中学校・軟式野球）、渡部直之（吉田中学校・軟式野球）、武者勝志（荒浜中学校・軟式野球）、佐藤裕次（荒浜中学校・軟式野球）、片岡直哉（荒浜中学校・軟式野球）、鈴木直人（逢隈中学校・軟式野球）、鈴木玲子（逢隈中学校・軟式野球）、海和宗人（逢隈中学校・軟式野球）、鈴木玲子（逢隈中学校柔道部・鈴木玲子監督・選手五名）

（秀恵会・書道）、中澤直之（秀恵会・書道）、佐藤友香（宮城学院高校・書道）、齋藤実希（逢隈中学校・書道）、猪股由香子（逢隈中学校・書道）、南條千恵（荒浜中学校・書道）、深谷菜月（逢隈中学校・書道）、國井友里（県第三女子高校・書道）、江戸亜加音（荒浜小学校・書道）、千田彩奈（県名取高校・文芸）、木村美里（荒浜中学校・書道）、佐々木勝夫（亘理俳句会・俳句）、渡邊結香（聖ウルスラ学院英智小学校・英語劇）、亘理小学校PTA（生活文化・PTA広報紙）

▼文化賞

（文化）
▼奨励賞 小野敏男（亘理郷土史研究会・郷土史研究）、櫻井循（亘理歌友会・歌謡）、高橋麻衣（県大河原商業高校・クラシックギター）、門間美紀（県大河原商業高校・クラシックギター）、山本彩香（県大河原商業高校・クラシックギター）、佐々木麻衣（県大河原商業高校・クラシックギター）、江戸亜加音（荒浜小学校・書道）、千田彩奈（県名取高校・文芸）、木村美里（荒浜中学校・書道）、佐々木勝夫（亘理俳句会・俳句）、渡邊結香（聖ウルスラ学院英智小学校・英語劇）、亘理小学校PTA（生活文化・PTA広報紙）

A（生活文化・PTA広報紙）

安全で安心できる豊かなまちづくり

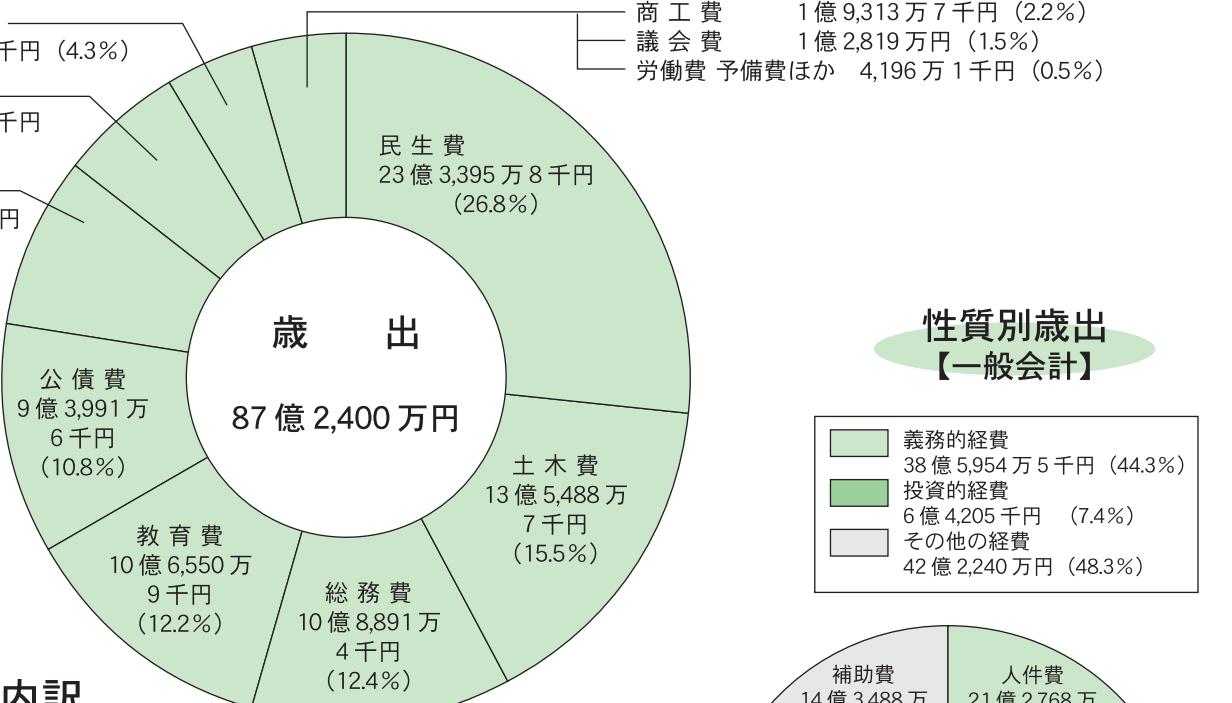
序章卷頭

一七四億五、〇一一万円

亘理町の平成二十年度当初予算が、二月二十九日から三月十九日まで開催された亘理町議会定例会で可決されました。

一般会計予算は、前年度に比べ〇・三%減の八十七億二千四百万円となりました。また、一般会計と特別会計、企業会計を合わせた総額は、後期高齢者医療制度の創設により老人保健特別会計が大幅に減少したことから、百七十四億五千十二万五千円、前年比十四・五%の減となっています。

今年度の当初予算は、国三位一体の改革など地方自治体を取り巻く環境が依然として厳しさを増しているものの、第4次亘理町総合発展計画に基づく「安全で安心できる豊かなまちづくり」の実現のため、職員人件費などの経常経費の徹底した削減や合理化により、今後の財政運営に十分配慮した予算を編成しました。

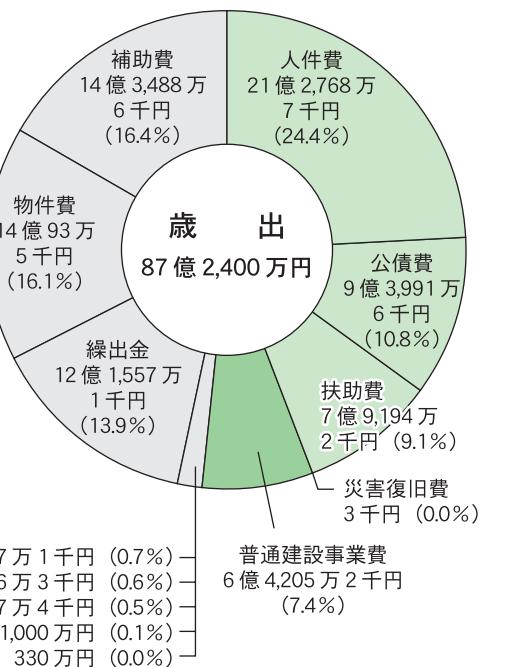


歳出の内訳 【一般会計】

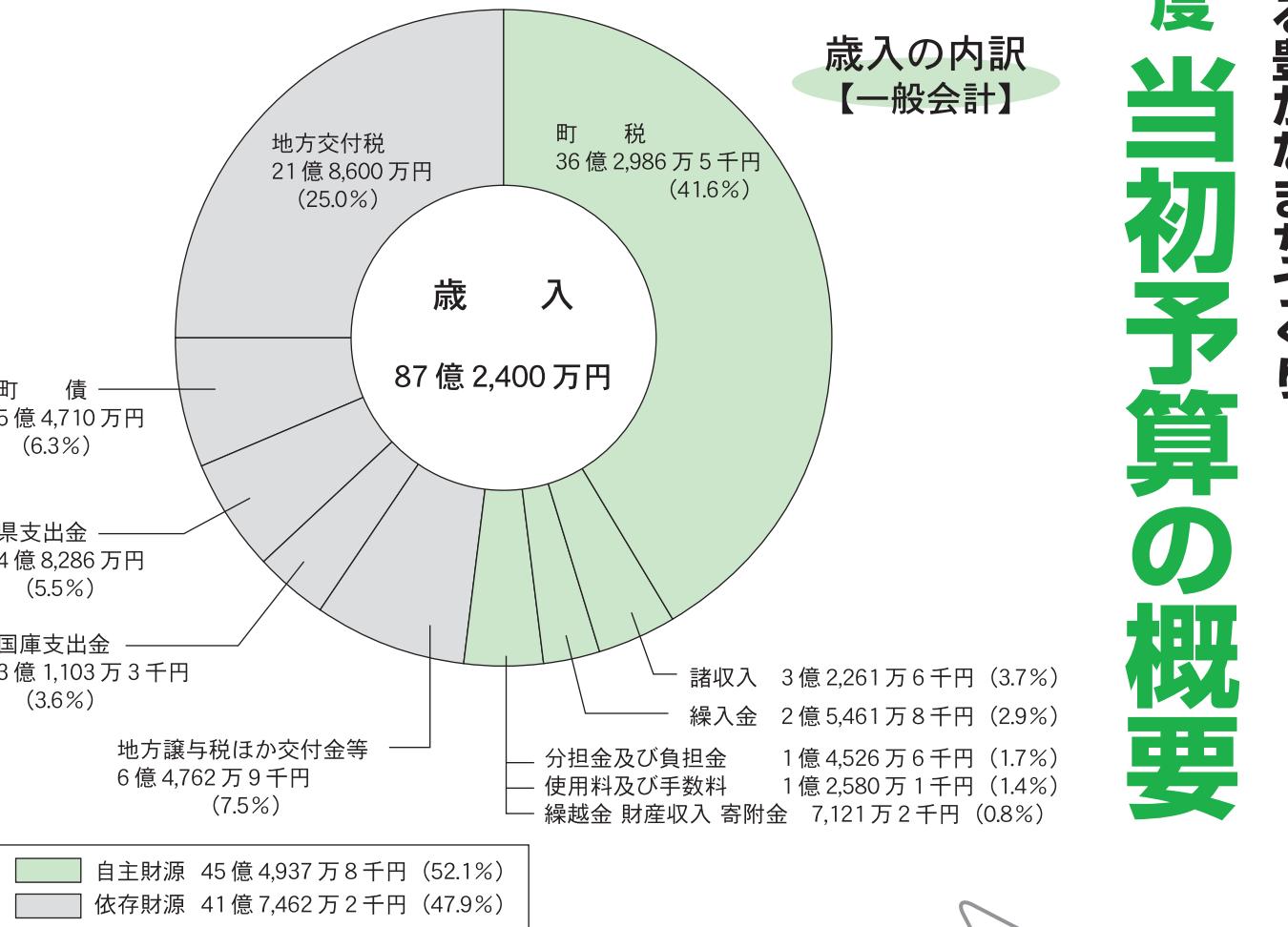
六・〇%の減となつてゐる一方、四月からはじまる後期高齢者医療制度に係る宮城県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金の増などから、補助費が二〇・二%の大幅増となつております。

また、障害者福祉経費・保育所等児童福祉関係経費の増から扶助費が七・六%の増となつており、行財政改革等により削減した経費が、扶助費・社会保障関係経費の増に充てられる形となつております。

徹底した経常経費の削減



性質別歳出 【一般会計】



歳入の内訳 【一般会計】

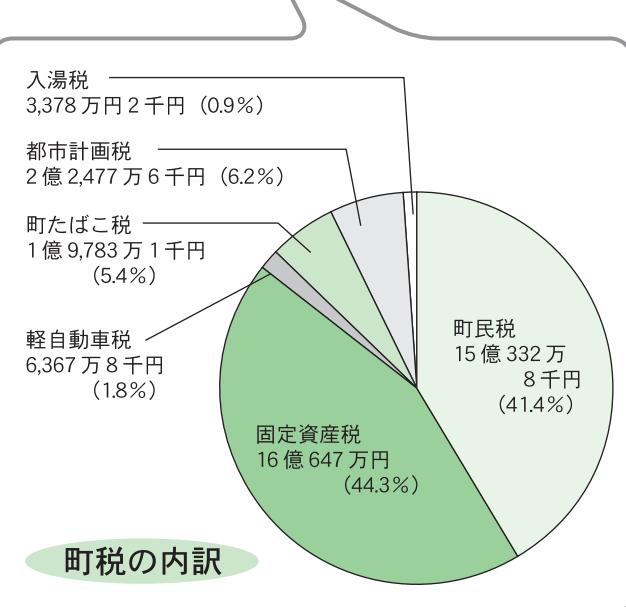
**自主財源は
四五億四、九三七万八千円**

町税収入や諸収入など町が自主的に収入で
きる自主財源は、四十五億四千九百三十七万
八千円（五二・一%）で、町税がこのうちの
四割を占めています。

一方、国県支出金や地方交付税をはじめと
する依存財源は、四十一億七千四百六十二万
二千円（四七・九%）で三位一体の改革など
の影響により昨年同様厳しい状況にあります。

このようなことから本年度についても、各
種事務事業の徹底した見直しと予算の重点配
分を行い、最小の経費で最大の効果を上げる
という財政運営の基本原則に基づき予算編成
しました。

これからも行財政改革に積極的に取り組み、
将来にわたり効率的で持続可能な財政運営を
行つていきます。



**自主財源は
四五歳田、三三三三三三三三**

区分		平成 20 年度		平成 19 年度		前年度対比	
		歳出総額	構成比	歳出総額	構成比	増減額	増減率
人件費		2,127,687	24.4	2,209,139	25.3	△ 81,452	△ 3.7
うち職員給		1,422,871	16.3	1,490,280	17.0	△ 67,409	△ 4.5
扶助費		791,942	9.1	736,327	8.4	55,615	7.6
物件費		1,400,935	16.1	1,408,261	16.1	△ 7,326	△ 0.5
維持補修費		55,063	0.6	54,922	0.6	141	0.3
補助費等		1,434,886	16.4	1,193,491	13.6	241,395	20.2
普通建設事業費		642,052	7.4	764,410	8.7	△ 122,358	△ 16.0
積立金		41,874	0.5	18,022	0.2	23,852	132.4
投資及び出資金		3,300	0.0	0	0.0	3,300	皆増
貸付金		60,771	0.7	60,771	0.7	0	0.0
繰出金		1,215,571	13.9	1,362,144	15.6	△ 146,573	△ 10.8
公債費		939,916	10.8	933,510	10.7	6,406	0.7
元金		758,749	8.7	743,000	8.5	15,749	2.1
利子		181,167	2.1	190,510	2.2	△ 9,343	△ 4.9
災害復旧費		3	0.0	3	0.0	0	0.0
予備費		10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
合計		8,724,000	100.0	8,751,000	100.0	△ 27,000	△ 0.3



農業・水産業をはじめとする産業基盤の整備を強化するほか、商人まつりなどを通して商店街の活性化を図ります。

わたり温泉鳥の海を核とした観光地づくりに努めます。また、波及効果700億円といわれる仙台宮城デスティネーションキャンペーンが今年秋に開催されることから、本町でも積極的に観光客の誘致活動に取り組みます。



学校教育では、語学教育の強化を図るとともに、特色ある学校づくりを推進し21世紀を担う子どもたちが充実した環境で教育を受けることができるよう、全力で取り組みます。

また、町史編纂事業は、町の歴史を後世に伝える『亘理町史現代版』をまもなく刊行します。さらに民俗分野などの調査や資料収集も行っていますので、みなさんのご協力をお願いします。



効率よく最小の経費で最大の効果を挙げるため、町のすべての事務事業を対象に行政評価を行っており無理・無駄をなくします。

また、総合窓口情報システムや戸籍システムなどを整備し、事務の効率化と住民サービスの向上に努めます。

平成20年度 主要な事業 安全で安心できる豊かなまちづくり

病院群輪番制(二次救急医療)事業	227万9千円
予防接種事業	2,991万1千円
妊婦一般健康診査委託事業	1,201万6千円
若人健診・各種がん検診等事業	5,875万4千円
国民健康保険被保険者の医療費に要する経費	32億5,712万7千円
後期高齢者被保険者の保険料徴収等に要する経費	2億4,834万7千円
後期高齢者医療に要する経費	2億9,645万5千円

IV こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」

国際交流事業(中学生海外派遣事業)	360万円
小中学校施設改修工事事業	3,162万9千円
小中学校特別支援教育支援員設置事業	913万4千円
私立幼稚園就園奨励補助事業	2,970万1千円
小中学校情報教育事業	2,063万9千円
不登校児童適応指導教室事業	48万9千円
語学指導事業	739万9千円
特色ある学校づくり推進事業	414万4千円
学校給食センター管理運営事業	2億3,811万1千円
町史編纂事業	211万5千円
公民館管理運営事業	8,497万5千円
体育館管理運営事業	2,485万7千円
文化財保護事業	1,119万1千円
図書館・郷土資料館管理運営事業	1億4,440万3千円
「わたり鳥の海マラソン」開催事業	428万2千円
海洋センター管理運営事業	2,253万3千円
授与資金貸付に要する経費	2,284万2千円

V 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

シルバー人材センター運営事業	1,140万円
野菜振興対策事業	367万3千円
農業経営基盤強化促進対策事業	129万7千円
畜産業振興事業	120万8千円
用排水路整備事業	1,255万円
逢隈西部地区経営体育成基盤整備事業	2,940万円
国営造成施設管理体制整備促進事業	1,501万6千円
生産調整推進対策事業	2,441万4千円
農道整備事業	480万円
亘理北部地区農村総合整備事業	3,535万円
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	1,717万円
水産業振興事業	453万4千円
漁港修築事業	2,250万円
伊達なわたり生き生き大賞事業	70万3千円
空き店舗活用推進事業	160万円
中心商店街活性化事業	50万円
亘理山元商工会活動補助事業	648万円
仙台・宮城デスティネーションキャンペーン事業	122万円
亘理町観光協会補助	1,550万5千円
地域活性化イベント事業	940万8千円
わたり温泉鳥の海運営に要する経費	2億8,842万5千円

VI 計画推進のために

財務会計システム事業	976万8千円
法制ソフト支援事業	73万5千円
住民税申告支援システム事業	191万3千円
地図情報・家屋評価システム事業	233万1千円
滞納整理システム事業	645万円
住民基本台帳ネットワークシステム整備事業	632万8千円
総合窓口情報システム事業	1,774万3千円
戸籍システム事業	555万7千円

I 町民と築く「地域協働のまちづくり」

「広報わたり」「町民ひろば」発行事業	602万円
亘理町公式ホームページ運営事業	378千円
公共施設案内看板設置・更新事業	50万円
協働のまちづくり推進支援事業	231万3千円
男女共同参画推進事業	564千円

II 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

交通安全推進事業	2,020万5千円
町民乗合自動車運行事業	5,375万7千円
亘理町清掃の日一斉清掃・吉田浜海岸一斉清掃事業	212万7千円
思いやりの心で育てる花と緑のまちづくり事業	463万4千円
廃棄物適正処理巡回指導員設置事業	119万7千円
合併処理浄化槽設置整備事業	1,782万円
亘理地区行政事務組合葬祭費負担金	1,161万6千円
公害対策事業	260万7千円
亘理名取共立衛生処理組合負担金(ごみ処理分)	3億811万2千円
亘理名取共立衛生処理組合負担金(し尿処理分)	8,739万7千円
勤労青少年ホーム耐震診断事業	210万円
農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	1,266万3千円
道路維持・改良・舗装・側溝新設改良事業	2億336万5千円
交通安全施設整備事業	1,699万円
河川整備事業	1,100万円
常磐線亘理逢隈間鍋倉川水路改修事業	7,700万円
亘理I.C周辺都市計画区域変更事業	450万円
公園管理事業	4,603万2千円
都市計画街路「南町鹿島線」整備事業	7,000万円
県営街路整備事業負担金(駅前大通線)	2,680万円
住宅管理経費	1,395万4千円
袖ヶ沢住宅公共下水道切替外事業	2,742万円
消防施設整備事業	730万円
亘理地区行政事務組合消防費負担金	4億1,665万5千円
木造住宅耐震診断土派遺事業	136万円
木造住宅耐震改修事業	105万円
スクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業	40万円
各公民館AED設置事業	19万8千円
公共下水道整備事業(補助事業)	1億3,240万円
" (単独事業)	9,950万円
地震対策 亘理1-1号污水枝線老朽管点検調査委託事業	935万円
浸水対策 中央3-1号雨水幹線NTTケーブル移設事業	5,690万円

III 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」

介護予防・生活支援事業	1,019万5千円
介護予防拠点施設管理運営事業	2,383万8千円
障害者福祉事業	2億6,758万9千円
心身障害者医療費助成事業	5,133万円
認可外保育施設運営事業	500万円
乳幼児医療費助成事業	4,476万円
子育て支援事業	150万円
児童館・児童クラブ管理運営事業	9,057万1千円
逢隈児童館指定管理委託事業	3,846万1千円
保育所管理運営事業(私立保育園経費含む)	5億706万2千円
児童手当支給事業	2億7,000万1千円
母子福祉対策事業	580万3千円
老人医療費に要する経費	3億4,432万円
介護保険に要する経費	17億8,203万7千円
介護認定審査会事務に要する経費	744万2千円
保健福祉センター建設事業	51万5千円
休日歯科診療事業	173万4千円
在宅当番医制(一次救急医療)事業	306万6千円



まちづくり基本条例の制定により、町民参加による協働のまちづくりを推進させます。そのためには、情報の共有が必要不可欠であり、町の情報をわかりやすく町民のみなさんに紹介するため、広報紙やホームページのさらなる充実を図ります。男女共同参画社会の実現に向けた意識の高揚を図るため、「女と男共に学ぶ町民のつどい」を開催する予定です。



土木・建築関係では、既存の町道の維持管理に努め安全で利便性の高い交通網の整備を行なうほか、木造住宅耐震診断を町単独事業として継続実施します。

ゴミ処理については、依然として莫大な予算を投じているのが現状ですので、これからも分別収集やゴミの減量化にご協力ください。

さざか号の運行は、道路輸送法に基づく地域公共交通会議で協議を行い、より充実した運行に努めています。



4月から逢隈児童館を宮城県福祉事業協会が指定管理者となって運営を行い、さらに充実したサービスを提供するなど、福祉の充実を図ります。

健康づくり推進事業では、特定健診と特定保健指導が導入され、特に生活習慣病の予防に力点を置き、町民のみなさんが健康ですこやかに生活できるよう取り組みます。

特別会計

特別会計・企業会計は、特定の事業や資金など、一般会計と区別して処理する必要がある会計のことです。亘理町には八つの特別会計と水道事業の企業会計があります。

春の交通安全運動

4月6日(日)~4月15日(火)

◎安全運動の基本理念

交通ルールを守る善良な町民の保護、自らには何ら責任がないのに、交通事故に巻き込まれて犠牲となり、死に追いやられるといった事態を防ぐ交通環境づくりを目指し、交通ルールを守れば自らも守られるという交通安全思想の普及高揚を図り、安全で快適な交通社会を実現するもの。

- ①シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
シートベルトの正しい着用と、すべての座席の同乗者に正しい着用を促しましょう。チャイルドシートの必要性、着用効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。
- ②自転車の安全利用の推進
自転車も車両であることを認識し、車両として交通ルールを守りましょう。より良い交通マナーの実践に努め、歩行者に危害を加えないよう安全な利用に努めましょう。
- ③飲酒運転の根絶
飲酒運転の恐ろしさ、危険性について、職場や家族などで話し合い、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。
- ④道路の正しい横断の励行
歩行者は、横断歩道や信号機のある交差点を横断しましょう。近くに横断歩道や信号機がない場合は、必ず立ち止まり左右の安全を確認して横断しましょう。

交通ルール 守るあなたが守られる

運動の基本

◎子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点目標

- ①全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶
- ④道路の正しい横断の励行



交通安全ニュース

□交通安全指導員 結成40周年祝う

亘理町交通安全指導員は、結成から40周年を迎える2月16日、記念式典と祝賀会がわたり温泉鳥の海で行われ、組織に対して斎藤町長から感謝状が贈呈されました。

交通安全指導員の前身は、昭和39年に発足した亘理地区交通安全協会交通安全指導隊で、昭和42年1月に町の条例が整備され現在に至っています。指導員の任務は、交通安全の指導、交通秩序の保持、さらに交通事故の防止に努めることで、街頭指導、人形劇による幼児交通安全教室などの活動を行っています。

式典では、40年の思い出を振り返っていました。



□ロータリークラブも40周年 交通安全の看板設置

亘理ロータリークラブ（山田崇裕会長）は、創立40周年事業の一環として、「愛情はママのひざより チャイルドシート」「呑むのまぬのませないのが 友情さ」の標語が書かれた交通安全看板を逢隈中泉の国道6号に設置し、3月13日テープカットが行われました。

またこの日は、「後部座席のシートベルト着用」を促すとともに、「飲酒運転はダメ」の交通安全ハンドボードも交通安全協会などに贈呈され、最後に出席者全員がハンドボードを手に沿道で交通安全を呼びかけました。

ロータリークラブは、交通安全のほか、環境美化や青少年健全育成、国際交流など地域に根付いた活動を精力的に行っている団体です。



完成を祝いテープカットをする山田会長（中央）と関係者

国民健康保険特別会計 四月からスタートする後期高齢者医療制度により、前期高齢者（六十五歳～七十四歳）の費用負担の調整、退職者医療制度の廃止（六十五歳未満に経過措置あり）など大幅に医療制度が改正されます。また、糖尿病などの生活習慣病対策に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられたことで、本格的な事業を実施し、増加する医療費の抑制に努めます。

また、糖尿病などの生活習慣病対策に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられたことで、本格的な事業を実施し、増加する医療費の抑制に努めます。

また、糖尿病などの生活習慣病対策に着目した特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務付けられたことで、本格的な事業を実施し、増加する医療費の抑制に努めます。

止れます。当初予算では約三億四千万の予算を計上していますが、これは平成二十年三月診療分が四月以降に支払われるためです。

土地取得特別会計 公用もしくは公共用に取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業の歳入歳出を経理し、町による土地の取得の円滑化を図るため、公共事業で民有地を買収するための会計です。

二十年度予算では、平成十四年度と平成十五年度に長瀬小学校の用地を取得した借入償還金として、約五百万円が計上されています。

介護保険特別会計、介護認定審査会 特別会計 介護保険事業については、介護保険計画に基づき事業を開拓します。地域包括支援センターにおいては、虚弱な高齢者および要支援者に対する介護予防を進めるとともに、相談事業や給付の適正化事業などの充実を図ります。

後期高齢者医療特別会計 今年度からスタートする後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の高齢者を対象とする、老人保健制度に代わる新たな医療制度です。これに伴い会計が新設されました。この特別会計では、保険料の賦課徴収を行います。

各会計予算額		(単位：千円)
一般会計		8,724,000
国民健康保険特別会計		3,257,127
奨学資金貸付特別会計		22,842
公共水道事業特別会計		1,593,451
老人保健特別会計		344,320
土地取得特別会計		5,376
介護保険特別会計		1,782,037
介護認定審査会特別会計		7,442
わたり温泉鳥の海特別会計		369,490
後期高齢者医療特別会計		248,347
水道事業会計	収益的支出	850,932
	資本的支出	244,761
合 計		17,450,125

用語の解説

地方交付税

地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財政力格差を調整するために国から交付されるものです。

・普通交付税

自治体が妥当な行政を行うために必要な経費が財政収入額を超過した場合、その差額に応じて交付されます。

・特別交付税

災害や予測できない事件など特別の行政需要に応じて交付されます。

国・県支出金

特定の仕事の財源として、国や県が支出する負担金や補助金のことです

地方債・公債費

地方債は地方自治体が必要な財源を確保するために、国や民間金融機関等から借り入れる資金（借金）のことです。公債費は債務（借金）の支払いに要する経費のことです。

一般会計・特別会計

一般会計は、すべての住民にかかわりのある行政事務経費が計上され、町税や地方交付税などが充てられます。また、特別会計は国民健康保険のように特定の事業を行なうための会計で、分担金や負担金などが充当されます。

水道事業会計

（企業会計） 上水道

事業の会計です。安全で良質な水をみんなの家庭に提供するために、品質の管理を徹底するとともに、効率的な配管網の整備に努めます。これに伴い会計が新設されました。

4月から国民健康保険税が変わります

後期高齢者支援金分が創設されました

4月から後期高齢者医療制度が始まり、国民健康保険税（以下「保険税」という）についても、「後期高齢者医療制度」を支えるための後期高齢者支援金分を75歳未満の方に負担していただくことになり、保険税に上乗せされます。

なお、後期高齢者支援金分等の税率については、7月までに決定されます。

保険税は世帯ごとに納めます

保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していないとも、世帯の中で一人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

保険税の計算

保険税の額は、所得割・資産割・均等割・平等割の計算で求められた額の合計額です。また、それぞれに課税限度額が決められています。

○保険税の計算

所得割額	加入者全員の所得に応じて計算
資産割額	加入者全員の資産に応じて計算
均等割額	世帯の加入者の人数に応じて計算
平等割額	一世帯にいくらと計算

$$\text{保険税(限度額)} = \text{医療給付費分(47万円)} + \text{後期高齢者支援金分(12万円)} + \text{介護納付金分(9万円)}$$

※平成19年度医療給付費分の限度額は56万円です

年齢によって納付する保険税は異なります。



保険税の納め方が変わります

年税額の確定時期が7月になります。

保険税は、1年分（4月から翌年3月まで）の額を6月に決定し、その額を6月から翌年3月までの10期に分けて、納付書または、口座振替等で納めてもらっていました。

しかし、年金からの特別徴収が始まることにより、次のように変わります。

○6月期 前年度の年税額の10分の1の額（暫定賦課）を納入します。

○7月期～3月期

今年度の年税額を7月に確定し、その額から6月期分を差し引いた額を9期に分けて納入します。

$$7月から3月までの1期あたりの保険税額 = \frac{\text{今年度の年税額} - \text{6月期納入分}}{9\text{期}(7月～3月)}$$

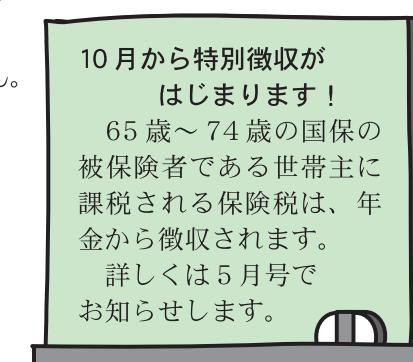
※暫定賦課は、4月以降の被保険者の異動・新規加入世帯には適用されません。

《参考例》

19年度保険税の年税額が12万円、20年度の年税額14万7千円の場合

- 20年6月に納める額 $12\text{万円}(19\text{年度}) \div 10 = 1\text{万2千円}$
- 20年7月以降に納める月額

$$\frac{20\text{年度年税額 } 14\text{万7千円} - \text{6月納入分 } 1\text{万2千円}}{9\text{期}(7月～3月)} = 1\text{万5千円}$$



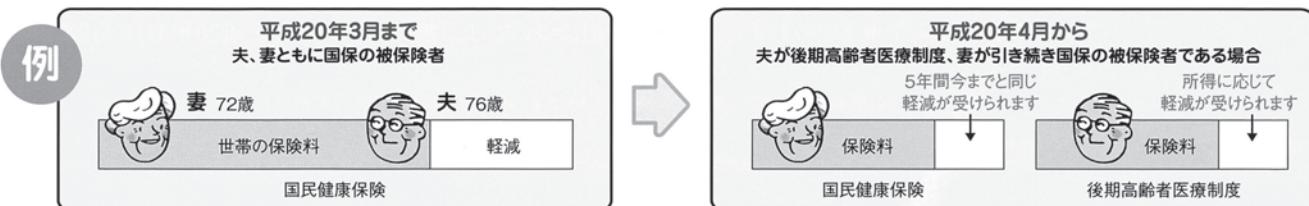
75歳以上の方と同居する世帯では保険税が軽減されます

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることになります。それに伴って国民健康保険に引き続き加入する方の保険税負担が、急に増えることがないよう次のような軽減を受けることができます。

75歳以上の方が後期高齢者医療制度、75歳未満の方が国民健康保険に加入することになる場合

●所得の低い方の保険税の軽減が引き続き受けられます

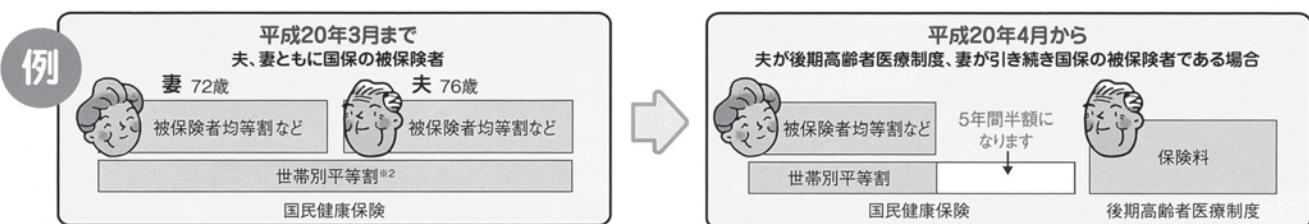
保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。



世帯割で賦課される保険税の軽減について

●世帯ごとにご負担いただく保険税が半額になります

国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯ごとにご負担いただく保険税（医療給付費分、後期高齢者支援金分の平等割）が半額になります。



75歳以上の方が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養者（65歳～74歳）が国民健康保険に加入する場合

●申請により保険税の軽減が受けられます

新たに国民健康保険に加入し、保険税を納めていただことになった方については、保健福祉課に申請いただければ、2年間、所得や資産に応じてご負担いただく保険税が免除されるとともに被保険者1人当たりご負担いただく保険税が半額となり、さらに、被保険者が1人の場合などには、世帯ごとにご負担いただく保険税も半額になります。



問い合わせ先 保健福祉課 保険給付班 ☎ 34-0501

みんなが納めている国民健康保険税は、みんなの「健康」を守るために使われています。
～国民健康保険税の納期内完納にご協力ください～

4月から亘理町独自に 「雑紙」を「資源ごみ」として回収します！

「雑紙」で出すもの の例

- 封筒、はがき(圧着はがきは除く)
※窓のセロファンやラベルなどは取る。

● カレンダー

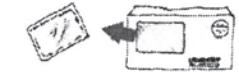


※金具は取る。

● パンフレット カタログ



● ダイレクトメール類



● 紙製のファイル
※金具は取り外す。

● 学校のプリント類、 総会資料など ※ホチキス等は取る。



● トイレットペーパー ラップなどの芯



詳細は、各家庭に配布する「ご
み収集日程カレンダー」に記
載していますのでご確認くだ
さい。

燃えるゴミの約四十%は紙
類です。紙はキチンと区別す
れば有効な資源となります。
ゴミの減量化と資源の有効利
用を図るため、亘理町では、
四月から新たに「雑紙」を「資
源ごみ」として回収しますので、
紙の分別にご協力をお願ひし
ます。

「燃えるゴミ」に出すもの の例

● 写真・ 写真プリント紙



● 圧着はがき



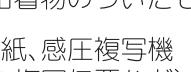
● 防水加工された紙 (紙コップ、紙皿など)



● 感熱紙 (レシート、FAX用紙)



● テープなど 粘着物のついたもの



● カーボン紙、感圧複写機 (宅配便の複写伝票など)

家庭でできる簡単健康づくり 健康づくりひとつくちメモ

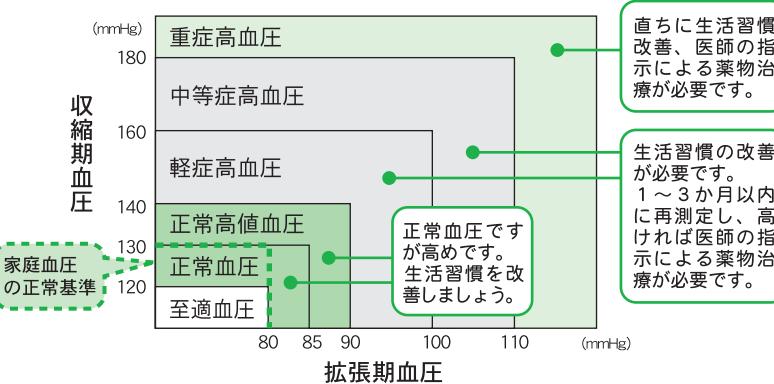
家庭血圧の測り方

- ① 血圧計は上腕で測るタイプを選びましょう。(手首や指で測るタイプは誤差が大きくなる可能性があります)
- ② 朝(起床後1時間以内)と就寝前の2回測り記録する。
- ③ 排尿してから測る。(尿が溜まっていると血圧は高くなります)
- ④ イスに座り、上腕を十分に露出させ、カフ(腕に巻きつけるベルト)が悠々まける状態にする。
- ⑤ 家庭で測定をして、血圧が高い時は医療機関を受診しましょう。

高血圧ってどんな病気?
高血圧症は、それが死因になります。人が、"サイレントキラー"静かな殺人者と言われ、知らず知らずに症状が進行します。

日常的に家庭で血圧を測りましょう!
血圧は常に変動しており、測るたびに違うものであるということを覚えておきましょう。一般には就寝前は低く、朝高くなります。朝に基準値より高くなっている方は要注意です。

● 成人における血圧値の分類



阿武隈川のように「大河」と呼ばれる川になるほど、もたらす恵みと被害は大きくなります。現在のように治水の技術が発達する以前は土地の人びとは神仏を祀ることによって安全とより大きな恩恵を得ようとした。

亘理町内にも阿武隈川沿いには縁のある神仏が祀られています。そのなかの一つに、逢隈田沢の水上に鎮座する安福河伯神社があります。河伯とは川の神のことです。この神社は、景行四十一年(一一二)に天皇の勅命で、水上交通の安全と庶民の福祉を願つて建てられた

阿武隈川(3) 安福河伯神社



現在の本殿は、安政五年(一八五八)に建てられた間口二間奥行二間の流れ造りで、江戸時代後期の建築様式を伝えるものとして平成九年に町指定文化財となりました。

問い合わせ先

生涯学習課 文化財班

三四一八七〇一



阿武隈川の「延えん」と伝えられています。平安時代に編纂された律令の法典である「延喜式」にもその名が記されています。式内社の一つで、由緒ある神社です。神社のある地域は、朝廷の北辺の要所でもありました。また、遺跡が多いことから、人びとの暮らし思われます。このような地だからこそ、川からより大きな恵みを受けました。江戸時代には地域の人びとのみならず、伊達成宗をはじめとする歴代領主からも篤い信仰を受けました。

現在の本殿は、安政五年(一八五八)に建てられた間口二間奥行二間の流れ造りで、江戸時代後期の建築様式を伝えるものとして平成九年に町指定文化財となりました。

図書館から ちょっといい本

ワンス・アポン・ア・タイム・イン・東京

榆 周平著／講談社



学園紛争の挫折から30年。男は政治家に、女は大病院の理事長となって再会する。復讐、陰謀、報復。権力に敗れた男と女はその手に権力をつかむため、あらゆる手段を講じて闘闘をもくろむが、大きな壁が立ちはだかる。二世代の男女を通じ、日本の上流階級の実像をあらわに描く、新世代の「華麗なる一族」の壮絶なるドラマ。

～図書館からのお知らせ～

- ★ 春の“星空散歩” 4月12日(土) 18:30～
- ★ Go・Go 悠里館まつり 5月5日(月) 9:30～
- ◇マイバック持参にご協力ください。

問い合わせ先
町立図書館 ☎ 34-8700

ジバク

山田宗樹著／幻冬舎



外資系投資会社のファンドマネージャーである麻生貴志は、年収2千万を稼ぎ、自らを“人生の勝ち組”と自任。郷里で行われた同窓会でかつて憧れ振られた女性ミチルに再会する。貴志は「現在の自分の力を誇示したい」という思いだけから、彼女にインサイダー行為を持ちかける。だがそれが、地獄への第一歩だった…。

今月のオススメ

- 婚約のあとで／阿川佐和子著・新潮社
- 裁判員法廷／芦辺拓著・文藝春秋
- いつから、中年？／酒井順子著・講談社
- 岩倉具視／永井路子著・文藝春秋
- 流星の絆／東野圭吾著・講談社

—くらしのメモ—

未成年者の契約

未成年者(20歳未満の者)は社会人としての知識、経験が未熟なため、自分ひとりで契約締結の判断をすると不利益を被る危険があります。



そのため、未成年者が契約する時は親権者（両親がいる場合は両親）の同意を得る必要があり、親権者の同意のない契約は原則として取り消すことができるところになっています。

しかし、取り消しには下記のようになんか難しい点が多く、トラブルにあわないようになるためには、契約の重要性を日頃から家族で話し合っておくことが大切でしょう。

〈次のような場合、取り消しはできません〉

- 未成年者が結婚している場合
- 未成年者が営業を許可されている場合
- 小遣いの範囲内の契約
- 未成年者が「自分は成年である」とか
「父母の同意があった」などとウソを
ついた場合
- 親権者が追認した場合（代金の一部を
支払った等）
- 本人が成人後、代金を支払うなどして
追認した場合 など



ひとりで悩まず
ご相談ください。

町民生活課 ☎ 34-1113

編集後記

亘理町ホームページをご活用ください。

亘理町公式ホームページを開設しています。町からの情報や地域の話題など広報よりも早くご覧いただけます。

- ホームページ
http://www.town.watari.miyagi.jp
- 携帯サイト
http://www.town.watari.miyagi.jp/mobile/
休日当番医など外出先からチェックできます



携帯サイト
OBマーク

文芸	春	亘理俳句会	秋	冬
春光を浴びて釣竿光けり	春光を浴びて釣竿光けり	加藤 章		
原産地まずたしかめて春市場	原産地まずたしかめて春市場	大友 義子		
待春や下手の横好き日に一句	待春や下手の横好き日に一句	今野シゲ子		
常会の帰り襟たて春の月	常会の帰り襟たて春の月			
浮き雲に春待つ心ありにけり	浮き雲に春待つ心ありにけり			
大江 香洋	大江 香洋			
左々木泰夫				
冬帝の去りたる空に鳶の笛				
○佐藤宣夫さん（上町北）は、社会保険委員としての功績が認められ厚生労働大臣から表彰されました。	おめでとう	○会田恒彦さん（浜吉田東）は、わたり温泉健康センター備品として車椅子を寄付。	○武藏たけよさん（東京都・荒浜出身）は、ケース付き木目込人形を郷土資料館へ寄付。	○佐藤宣夫さん（上町北）は、社会保険委員としての功績が認められ厚生労働大臣から表彰され
二月二十八日・仙台市				

ほっと通信～町長への直通便～

について

の
り
し
ズ

住 所	〒		
氏 名			性 別
年 齡		電話番号	

この手紙には、必ず住所・氏名などの必要事項を記入してください。記入がありませんと、適切な対応ができない場合があります。なお、手紙の内容や回答を広報などでお知らせする場合は、住所・氏名などは一切掲載しません。

のりしろ

県内初!

平成20年4月1日発行
編集/発行 亘理町企画財政課
〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字下小路7-4

0223-34-0502 ホームページ <http://www.town.watarimi.yamagata.jp>

生命を守る住宅用火災警報器 設置が義務付けられました

6月1日から施行されます

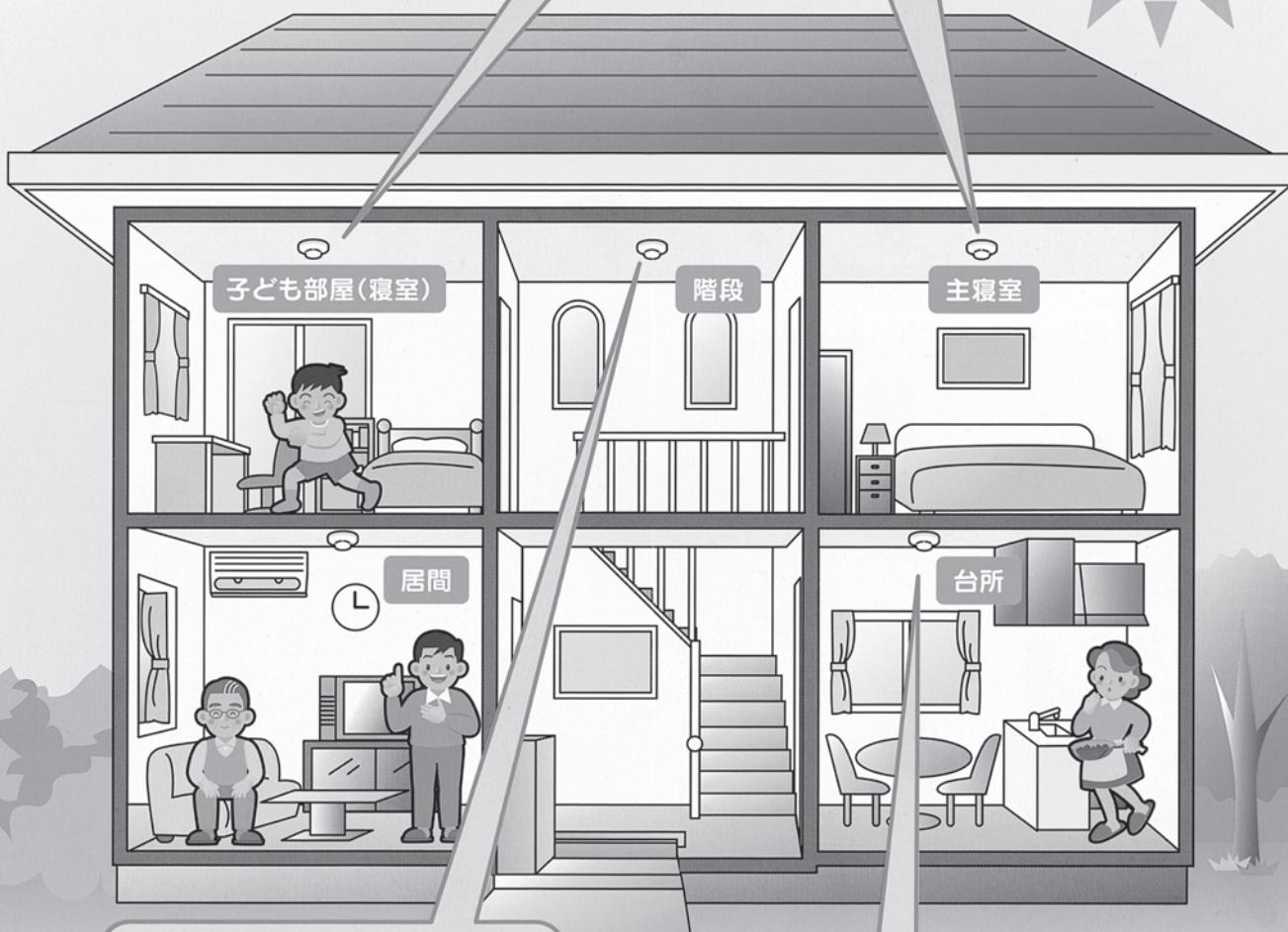
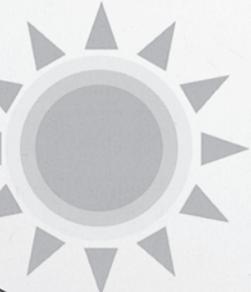
設置場所をチェック!!

※設置義務にかかわらず、より安全性を高めるため
居間などに設置しても結構です。

1 寝室



就寝に使用する部屋の天井又は壁面
に設置します。(煙式を設置します)



2 階段



就寝に使用する部屋がある階の階段の
踊り場の天井又は壁面に設置します。
(煙式を設置します)

※ただし、避難階（1階など容易に避
難できる階）の階段は除く

3 台所



台所の天井又は壁面に設置します。
(熱式の設置が有効です)

火災警報器の選び方

火災警報器は、台所と寝室、階段の上部に設置することが義務付けられていますが、それ以外の場所にも設置しましょう。火災警報機は、ホームセンターでも一般に売られていますが、日本消防検定協会の認証マークの入ったものをお勧めしています。

なお、悪質な訪問販売には注意しましょう。消防署では火災警報器や消火器など、訪問による販売は一切行っていません。

問い合わせ先 亘理消防署 ☎ 0223-34-1155・亘理町総務課 安全対策班 ☎ 0223-34-1111

